

障 発 第 0 3 3 1 0 0 3 号

平成 2 0 年 3 月 3 1 日

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長

補装具費支給事務取扱指針の一部改正について

補装具費支給事務の取扱いに関する指針については、平成18年9月29日障発第0929006号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「補装具費支給事務取扱指針について」の別添「補装具費事務取扱指針」により取り扱っているところであるが、今般、同指針の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとしたので、ご了知のうえ、貴管内市町村及び関係機関等へ周知方ご配慮願いたい。

現 行	改 正 後
<p>補装具費支給事務取扱指針</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県等の役割について (略)</p> <p>(2) 更生相談所 更生相談所は、補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町村等の支援機関として、補装具の専門的な直接判定の他に、市町村への技術的支援、補装具費支給意見書を作成する医師に対する指導、補装具業者に対する指導及び障害者自立支援法施行令第1条第1項に定める医療を行う機関（以下「指定自立支援医療機関」という。）並びに児童福祉法第18条の3第3項の規定に基づく療育の指導等を実施する保健所（以下「保健所」という。）に対する技術的助言等を行うこと。 また、市町村担当職員、補装具費支給意見書を作成する医師及び補装具業者を育成等する観点から、研修等を実施することが望ましいこと。 さらに、新しい製作方法又は新しい素材等、補装具に関する新しい情報の把握に努めるとともに、市町村及び補装具業者と情報の共有を図ること。 なお、障害者等が自費で補装具の購入又は修理を行う場合（本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が50万円以上の場合を含む）についても、適切な補装具の購入又は修理を行うことができるよう、身体障害者福祉法第10条に定める補装具の処方及び適合判定を行うこと。</p> <p>(3) 市町村 市町村は、補装具費支給制度の実施主体として、補装具費の支給申請に対して適切に対応できるよう、補装具の種目、名称、型式及び基本構造等について十分に把握するとともに、申請者が適切な補装具業者を選定するに当たって必</p>	<p>補装具費支給事務取扱指針</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県等の役割について (略)</p> <p>(2) 更生相談所 更生相談所は、補装具費支給制度における技術的中枢機関及び市町村等の支援機関として、補装具の専門的な直接判定の他に、市町村への技術的支援、補装具費支給意見書を作成する医師に対する指導、補装具業者に対する指導及び障害者自立支援法施行令第1条第1項に定める医療を行う機関（以下「指定自立支援医療機関」という。）並びに児童福祉法第18条の3第3項の規定に基づく療育の指導等を実施する保健所（以下「保健所」という。）に対する技術的助言等を行うこと。 また、市町村担当職員、補装具費支給意見書を作成する医師及び補装具業者を育成等する観点から、研修等を実施することが望ましいこと。 さらに、新しい製作方法又は新しい素材等、補装具に関する新しい情報の把握に努めるとともに、市町村及び補装具業者と情報の共有を図ること。 なお、障害者等が自費で補装具の購入又は修理を行う場合（本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合を含む）についても、適切な補装具の購入又は修理を行うことができるよう、身体障害者福祉法第10条に定める補装具の処方及び適合判定を行うこと。</p> <p>(3) 市町村 市町村は、補装具費支給制度の実施主体として、補装具費の支給申請に対して適切に対応できるよう、補装具の種目、名称、型式及び基本構造等について十分に把握するとともに、申請者が適切な補装具業者を選定するに当たって必</p>

要となる情報の提供に努めること。

情報提供する際には、補装具業者の経歴や実績等を勘案し、安定的かつ継続的に販売又は修理を行うことが可能であるか等について十分に検討の上行う必要があること。

特に、義肢及び装具に係る補装具業者の選定に当たっては、特殊な義足ソケットの採型等については複数の義肢装具士が必要なことから、複数の義肢装具士を配置していることが望ましいこと。

また、補装具業者の選定に当たっては、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成五年法律第三十八号)第七条第一項の規定に基づき指定を受けた指定法人((財)テクノエイド協会)が提供している情報(ホームページ等)を活用することが考えられること。

さらに、新しい製作方法又は新しい素材等、補装具に関する新しい情報の把握に努めるとともに、更生相談所及び補装具業者と情報の共有を図ること。

なお、障害者等が自費で補装具の購入又は修理を行う場合(本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が50万円以上の場合を含む)についても、適切な補装具の購入又は修理を行うために更生相談所等の意見を聴く必要がある場合には、当該障害者等に更生相談所等を紹介するなどの調整等を行うこと。

第2 具体的事項 (略)

別紙 補装具費等の算定について (略)

別表

○補装具の対象者について

種目	名称	対象者
眼鏡	遮光眼鏡	網膜色素変性症、白子症、先天無虹彩、錐体杆体ジストロフィーであって羞明感をやわらげる必要がある者。
	弱視眼鏡 (高倍率)	職業上又は教育上真に必要な者。
補聴器	<u>耳掛形</u>	<u>箱形</u> の補聴器の使用が困難で(職業上又は教育上)真に必要な者。
	<u>挿耳形</u>	<u>箱形</u> 及び <u>耳掛形</u> の補聴器の使用が困難で真に必要な者。 特に、オーダーメイドの場合は、障害の状況、耳の形状等レディメイドで対応不可能な者。

要となる情報の提供に努めること。

情報提供する際には、補装具業者の経歴や実績等を勘案し、安定的かつ継続的に販売又は修理を行うことが可能であるか等について十分に検討の上行う必要があること。

特に、義肢及び装具に係る補装具業者の選定に当たっては、特殊な義足ソケットの採型等については複数の義肢装具士が必要なことから、複数の義肢装具士を配置していることが望ましいこと。

また、補装具業者の選定に当たっては、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成五年法律第三十八号)第七条第一項の規定に基づき指定を受けた指定法人((財)テクノエイド協会)が提供している情報(ホームページ等)を活用することが考えられること。

さらに、新しい製作方法又は新しい素材等、補装具に関する新しい情報の把握に努めるとともに、更生相談所及び補装具業者と情報の共有を図ること。

なお、障害者等が自費で補装具の購入又は修理を行う場合(本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合を含む)についても、適切な補装具の購入又は修理を行うために更生相談所等の意見を聴く必要がある場合には、当該障害者等に更生相談所等を紹介するなどの調整等を行うこと。

第2 具体的事項 (略)

別紙 補装具費等の算定について (略)

別表

○補装具の対象者について

種目	名称	対象者
眼鏡	遮光眼鏡	網膜色素変性症、白子症、先天無虹彩、錐体杆体ジストロフィーであって羞明感をやわらげる必要がある者。
	弱視眼鏡 (高倍率)	職業上又は教育上真に必要な者。
補聴器	<u>耳掛け型</u>	<u>ポケット型</u> の補聴器の使用が困難で(職業上又は教育上)真に必要な者。
	<u>耳あな型</u>	<u>ポケット型</u> 及び <u>耳掛け型</u> の補聴器の使用が困難で真に必要な者。 特に、オーダーメイドの場合は、障害の状況、耳の形状等レ

	骨導形	伝音性難聴者であって、耳漏が著しい者又は外耳閉鎖症等を有する者で、かつ、耳栓又はイヤーマールドの使用が困難な者。
車いす	手動リフト式普通型	当該車いすを使用することにより自力乗降が可能となる者等、日常生活又は社会生活において真に必要な者。 ※手動リフト式普通型とは、座席の高さが床面から概ね70cmの安全な範囲で調整可能なものとする。
	リクライニング式	次のいずれかに該当する障害者であること。 ア 頸髄損傷者で低血圧性発作を起こしやすいため、随時に仰臥姿勢をとることにより発作を防止する必要がある者。 イ リウマチ性の障害等により四肢や体幹に著しい運動制限があつて座位を長時間保持できないため、随時に仰臥姿勢をとることにより座位による生活動作を回復する必要がある者
	レバー駆動型	歩行困難な者で、かつ、片上肢機能に障害がある者。
電動車いす	全般	学齢児以上であつて、次のいずれかに該当する障害者であること。 なお、電動車いすの特殊性を特に考慮し、少なくとも小学校高学年以上を対象とすることが望ましいこと。 ア 重度の下肢機能障害者であつて、電動車いすによらなければ歩行機能を代替できない者。 イ 呼吸器機能障害、心臓機能障害によって歩行に著しい制限を受ける者であつて、医学的所見から適応が可能な者 ※「電動車いすに係る補装具費の支給について」参照
	リクライニング式	次のいずれかに該当する障害者であること。 ア 頸髄損傷者で低血圧性発作を起こしやすいため、随時に仰臥姿勢をとることにより発作を防止する必要がある者。 イ リウマチ性の障害等により四肢や体幹に著しい運動制限があつて座位を長時間保持できないため、随時に仰臥姿勢をとることにより座位による生活動作を回復する必要がある者
	電動リフト式普通型	電動リフト式普通型車いすの使用が困難な者で、当該車いすを使用することにより自力乗降が可能となる者等、日常生活又は社会生活において真に必要な者。

		ディメイドで対応不可能な者。
	骨導式	伝音性難聴者であつて、耳漏が著しい者又は外耳閉鎖症等を有する者で、かつ、耳栓又はイヤーマールドの使用が困難な者。
車いす	手動リフト式普通型	当該車いすを使用することにより自力乗降が可能となる者等、日常生活又は社会生活において真に必要な者。 ※手動リフト式普通型とは、座席の高さが床面から概ね70cmの安全な範囲で調整可能なものとする。
	リクライニング式	次のいずれかに該当する障害者であること。 ア 頸髄損傷者で低血圧性発作を起こしやすいため、随時に仰臥姿勢をとることにより発作を防止する必要がある者。 イ リウマチ性の障害等により四肢や体幹に著しい運動制限があつて座位を長時間保持できないため、随時に仰臥姿勢をとることにより座位による生活動作を回復する必要がある者
	レバー駆動型	歩行困難な者で、かつ、片上肢機能に障害がある者。
	ティルト式	脳性麻痺、頸髄損傷、進行性疾患等による四肢麻痺や、関節拘縮等により座位保持が困難な者であつて、自立姿勢変換が困難な者等
電動車いす	全般	学齢児以上であつて、次のいずれかに該当する障害者であること。 なお、電動車いすの特殊性を特に考慮し、少なくとも小学校高学年以上を対象とすることが望ましいこと。 ア 重度の下肢機能障害者であつて、電動車いすによらなければ歩行機能を代替できない者。 イ 呼吸器機能障害、心臓機能障害によって歩行に著しい制限を受ける者であつて、医学的所見から適応が可能な者 ※「電動車いすに係る補装具費の支給について」参照
	リクライニング式	次のいずれかに該当する障害者であること。 ア 頸髄損傷者で低血圧性発作を起こしやすいため、随時に仰臥姿勢をとることにより発作を防止する必要がある者。 イ リウマチ性の障害等により四肢や体幹に著しい運動制限があつて座位を長時間保持できないため、随時に仰臥姿勢

<p>重度障害者 用意思伝達 装置</p>	<p>重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。</p>	<p>重度障害者 用意思伝達 装置</p>	<p>電動リフト式 普通型</p> <p><u>ティルト式</u></p>	<p>をとることにより座位による生活動作を回復する必要のある者</p> <p>電動リフト式普通型車いすの使用が困難な者で、当該車いすを使用することにより自力乗降が可能となる者等、日常生活又は社会生活において真に必要な者。</p> <p><u>脳性麻痺、頸髄損傷、進行性疾患等による四肢麻痺や、関節拘縮等により座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者等</u></p> <p>重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。</p>
-------------------------------	---	-------------------------------	---	--